

「 . 提言の理由 」の補足説明

平成12年7月7日

弁理士会

1 . 知的財産に関わる訴訟における問題

(1) 訴訟を利用する者にとって重大な問題

- ・ 代理人の選定及び訴訟の提起に関わる事柄に困難さが伴い、訴訟が利用し易いものとなっていないこと、
- ・ 他の民事訴訟の場合に比し、訴訟の提起から判決までに長い期間が要されること。

(2) 問題の背景

- ・ 法律的事項に関する知識に加え、技術的事項等についての専門知識を具備して、知的財産に関わる訴訟に専門的に携わる訴訟代理人は、極めて少数である。
- ・ その結果、下記の問題(1)と問題(2)とが、知的財産に関わる訴訟の特殊性と訴訟代理との関わりに関連して生じている。
 - * 問題(1) : 知的財産に関わる訴訟の提起が時宜を得てなされない。
 - * 問題(2) : 知的財産に関わる訴訟の適切な進行が図られない。

2 . 問題と弁理士の補佐人としての関与との関係

問題(1)及び問題(2)は、知的財産に関わる訴訟に弁理士が補佐人として関与することだけでは解決しない。

- ・ 技術的事項等についての専門知識を具備して、知的財産に関わる訴訟に専門的に携わっている少数の訴訟代理人の多忙さは、個々の事件に弁理士が補佐人として関与することによっては解消されない。
- ・ 裁判所による訴訟指揮のもとで、訴訟全体を取り仕切るのは訴訟代理人であり、補佐人としての弁理士は、個別具体的事項に対処することになる。
- ・ 訴訟の提起に必要な訴状の作成及び提出、訴訟の進行に必要とされる答弁書、準備書面等の作成及び提出は、たとえ、補佐人としての弁理士がそれらのドラフトを用意するにしても、あくまで、訴訟代理人がなすべき事

柄であり、迅速になされるか否かは訴訟代理人次第である。

- ・ 訴訟代理人は、その立場を、時には必要以上に、大事にする。それゆえ、訴状の提出、訴訟進行等は、訴訟代理人の都合に応じてなされ、決められ、さらには、進められていく。

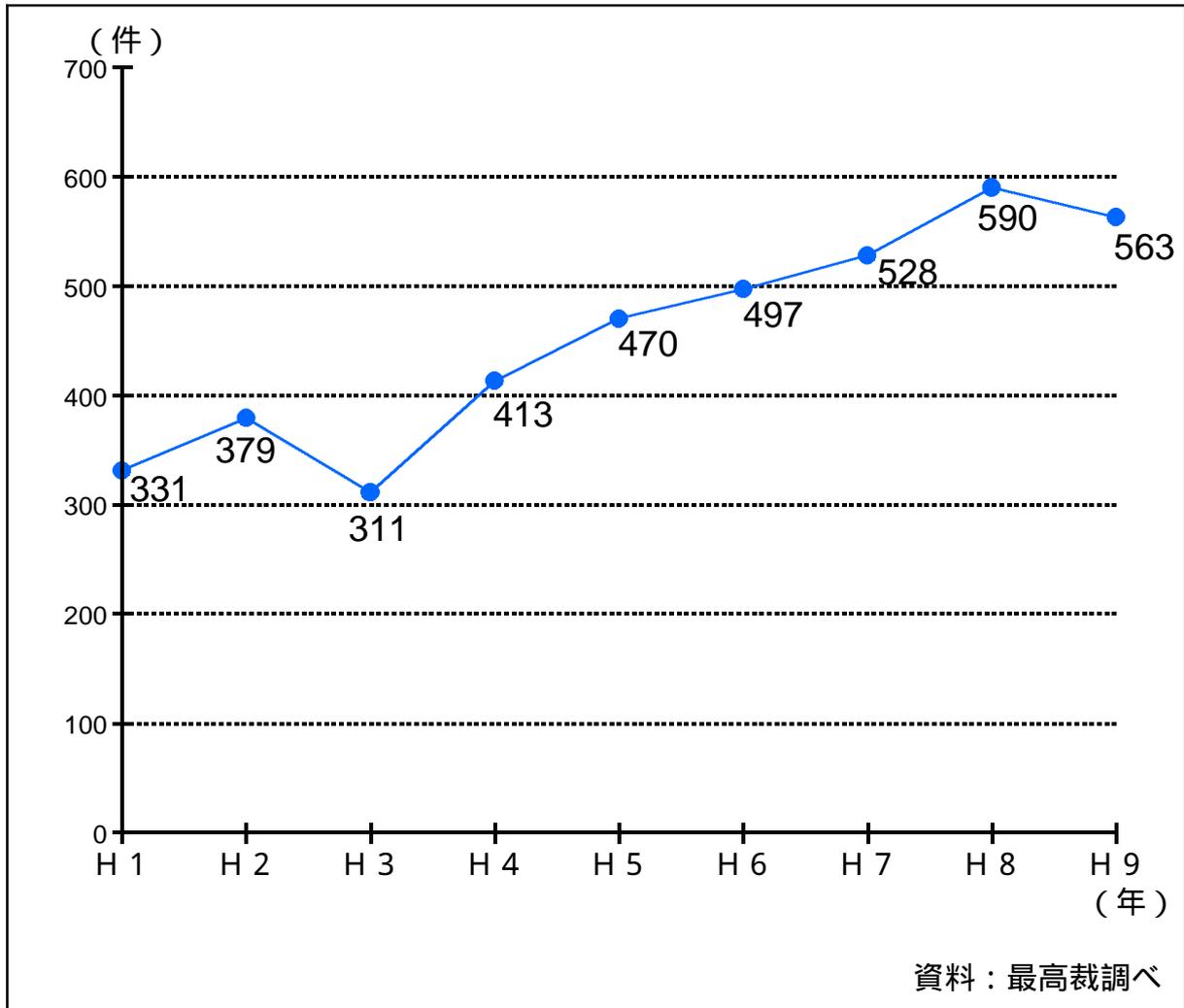
従って、知的財産に関わる訴訟における弁理士の補佐人としての関与は、上述の問題(1)及び問題(2)の解決には然程つながらない。

3 . 問題解決の方策

法律的事項に関する知識に加えて技術的事項等に関する専門知識を具えた訴訟代理人の大幅な増加、知的財産に関わる訴訟を専門的に扱う訴訟代理人の大幅な増加、を実現させるための具体的手法等の具体策については何ら示されたことがなく、それらを近い将来に期待することは現実的でない。そして、問題(1)及び問題(2)の解決を含めた、訴訟を利用する者にとっての重大な問題についての対処を、できるだけ早期に図るためには、現行制度を改革して、弁理士が訴訟代理人の役割を果たせるようになす策が現実的である。

「 . 提言の理由 」の補足資料
知的財産侵害訴訟件数（地裁新受）の推移

平成元年度以降、知的財産侵害訴訟の件数は年平均約 7.5% の伸び率である。



「 . 提言の理由 」の補足資料
過去5年間の警告、訴訟総件数

自社が訴える場合

	国内権利に基づく			外国権利に基づく		
	警告件数 A	訴訟件数 B	訴訟率(%) B / A	警告件数 C	訴訟件数 D	訴訟率(%) D / C
全 体	1,847	63	3.4	504	45	8.9
対国内企業	1,735	60	3.5	166	2	1.2
対外国企業	112	3	2.7	338	43	12.7

特許庁「知的財産権に関する企業動向調査(平成10年)」

(平成8年の特許出願件数の多い国内企業200社を対象に調査)

自社が訴えられる場合

	国内権利に基づく			外国権利に基づく		
	警告件数 A	訴訟件数 B	訴訟率(%) B / A	警告件数 C	訴訟件数 D	訴訟率(%) D / C
全 体	1,696	61	3.6	875	126	14.4
対国内企業	1,512	53	3.5	78	4	5.1
対外国企業	184	8	4.3	797	122	15.3

特許庁「知的財産権に関する企業動向調査(平成10年)」

(平成8年の特許出願件数の多い国内企業200社を対象に調査)